

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」

平成22年度 総括研究報告書

(別冊2)

(厚生労働省ナショナルミニマム研究会「貧困・格差に起因する経済的損失の推計」作業チーム中間報告書)

貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計

研究代表者 阿部 彩

平成23(2011)年 3月

ナショナルミニマム研究会「貧困・格差に起因する経済的損失の推計」作業チーム
メンバー・リスト

主査； 神野直彦（関西学院大学 教授）

阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長）

協力：

木村 剛（厚生労働省政策統括官政策評価官室 補佐）

厚生労働省 大臣官房 統計情報部

目 次

第 I 部 貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計-----	1
1. 目的-----	3
2. シナリオ-----	3
3. 経済前提-----	6
4. 推計-----	7
1) 生涯所得税額、社会保険料額の推計-----	7
賃金（データ、仮定）	
所得税率・社会保険料率・地方税率・消費税	
推計結果	
2) 生活保護費の推計-----	16
推計に含まれる生活保護費の範囲	
データと推計方法	
推計結果	
3) 積極的就労支援の費用の推計-----	19
推計に含まれる就労支援策とその費用の範囲	
データ	
プログラム期間の生活保護費	
就労支援策の 1 人あたり経費	
推計結果	
4) 費用対効果-----	23
就労支援策の就労率	
被保護者となる確率	
費用対効果	
Appendix 1 プログラムの「成功率」と便益の推計-----	27
Appendix 2 犯罪の増加に関わる費用について-----	28
Appendix 3 貧困・格差と経済成長に関する実証研究レビュー-----	30
付表： 先行研究の概要	
第 II 部 結果表-----	37

第 I 部. 貧困層に対する積極的就労支援 対策の効果の推計

第 I 部 貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計

1. 目的

本報告の目的は、貧困層の若者に対するインテンシブな職業訓練プログラムの費用対効果を推計することである。具体的には、就労支援を行った場合の費用と、行わなかった場合に係る費用と生涯にわたる納税額・社会保険料額、生活保護費を推計し、それらと比較することによって効果を測定する。

2. シナリオ

1) プログラム

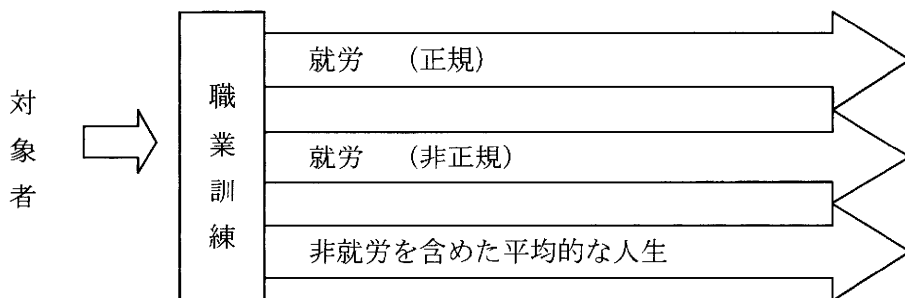
日本においては、貧困層の若者に対する就労支援策等がまだ始まったばかりであり、その効果も把握されていないことから、本稿では、アメリカにおける Job Corps プログラムを参考としたインテンシブな就労支援プログラムを想定する。Job Corps プログラムは、高校を中退した 16 歳から 24 歳の若者（約 3 割は公的扶助の受給者）を対象とし、殆ど全ての対象者が寮に入ることを前提としている再教育・職業訓練プログラムである。制度の発足は早く、1964 年に設立され、2006 年度までに約 200 万人の若者が参加している（U.S. Department of Labor, 2005）。その効果は高く評価されており、試算によると、その費用対効果は約 10.5%の投資率であるという（Heckman and Krueger, 2004）。プログラムの内容は、高校卒業程度の基礎教育、職業訓練、生活支援プログラム（コミュニケーション・スキルなど）、カウンセリング、各種の就労支援、健康および医療サービス、保育サービスなど充実している。プログラムの期間は、最大 3 年間であるが、対象者 1 人 1 人のニーズとペースに合わせたプログラムが組まれる（平均期間は 8 カ月）。

Job Corps の評価研究によると、寮に入った対象者のほうが自宅から通う対象者よりも効果が高いことがわかっている（Ibid.）。また、日本においてもプログラム期間の生活費が充当できないために多くの職業訓練プログラムが貧困層の人々にとって利用が不可能であることが指摘されている。このことから、本稿で提案する職業訓練プログラムにおいても、生活面における保障は不可欠なものであると考える。Job Corps は寮生活を前提としているが、本稿で対象とする人々は必ずしも若年者と限らないこととするため、基本的に自宅で生活をするものの、プログラム期間の生活費の心配がないように生活保護が給付されることとする（単身世帯）。また、プログラムの期間としては、その効果を確かなものとするために、若者については、Job Corps の最長期間よりやや短いものの、平均よりも長い 2 年間とする。本稿では、30 歳代の対象者も想定しているが、その場合は、より長い訓練期間が必要であるとの考えから最長 5 年間のプログラムを想定する。これらは、Job Corps の平均 8 カ月、通常の職業訓練の 6 カ月に比べると長いものの、対象者へのリーチアウト後、健康状態が悪い場合などの回復期間、社会生活の支援、人間関係の再構築などのための必要な

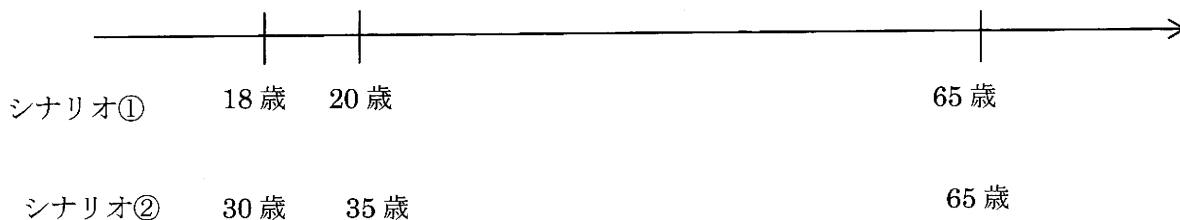
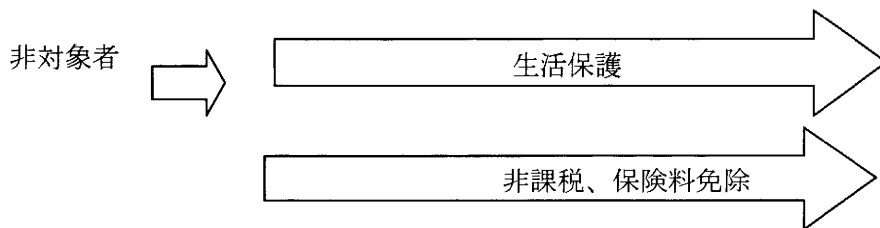
時間を考慮すると妥当であると判断される。プログラム期間中の社会保険料は免除されるとする。

プログラム終了の後には、対象者は、即、就労すると想定し、その結果として訓練終了から年金受給年齢（65歳と仮定）に達するまで就労し、就労所得に応じた所得税・住民税、社会保険料（公的年金、公的医療保険、公的介護保険）を納付するとする。就労支援を行わなかった場合は、①生涯、生活保護を受給する場合（推計1）、②生活保護は受けないものの、課税最低限以下の所得しか得ない労働者となり、社会保険料は免除と仮定する（推計2）。実際には、職業訓練を受けた人であっても、65歳に達するまでに、就労をしなかったり、いったん就労したものの、結婚や出産、また失業などによって就労を中断したり、生活保護を受給することとなる可能性は存在する。本来であれば、これらも勘案し、それぞれの職業訓練を受けた場合と受けなかった場合の確率の差を考慮しなければならないが、本稿においては、職業訓練対象者については全員が生涯就労（正規、非正規）を継続した場合、および、非就労となる可能性も含めた2007年時点（「平成19年国民生活基礎調査」のデータに基づく）の日本人の平均的な勤労人生を歩み、生活保護は受給しないというシナリオに基づく推計に留める（詳細はAppendix1）。

就労支援を行った場合：



就労支援を行わなかった場合：



2) 対象者

本報告では、以下の2つの対象者とプログラム期間を想定して推計を行う。

シナリオ①

現在（2010年）に18歳である若者（高卒男性、高卒女性）に対して、インテンシブな職業訓練プログラムを2年間行う（18歳から19歳まで）。職業訓練中の生活費や住宅費、医療費などは、全て、生活保護水準（単身世帯を想定）に準じて支給されるものとする。2年間の職業訓練後は、20歳から64歳まで継続して、フルタイムで就労するものとする。なお、雇用形態は正社員と非正規社員の2通りを考慮する。

シナリオ②

現在（2010年）に30歳である若者（高卒男性、高卒女性）に対して、インテンシブな職業訓練プログラムを5年間行う（30歳から34歳まで）。職業訓練中の生活費や住宅費、医療費などは、全て、生活保護水準（単身世帯を想定）に準じて支給されるものとする。5年間の職業訓練後は、35歳から64歳まで継続してフルタイムで就労するものとする。なお、雇用形態は正社員と非正規社員の2通りを考慮する。

3. 経済前提

なお、割引率、賃金上昇率、物価上昇率の経済前提は、厚生労働省の行っている国民年金・厚生年金に関わる財政見通しを参照した。ただし、割引率については、これ以外の値も設定し、sensitive analysis を行った。将来の勤労所得については、賃金上昇率にて上昇すると仮定する。生活保護費については、現行制度においても物価上昇率を用いて調整されているので、将来的にも物価上昇率と連動すると仮定する。用いるデータ、経済前提をまとめると以下となる。

付表1 経済前提・データ・推計方法

	経済前提			データ・推計方法		
	割引率	物価上昇率	賃金上昇率	生涯稼働所得	生涯所得税、社会保険料	生涯生活保護費
経済前提A 物価、賃金などの上昇を考慮せずに、現在のデータのみに基づく場合	0.0%	0.0%	0.0%		国民生活基礎調査の生データ	被保護者一斉調査の生データ
	0.0%	0.0%	0.0%	国民生活基礎調査から推計し、賃金上昇率で調整	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査の生データ
	0.0%	0.0%	0.0%	賃金構造基本調査から推計	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査の生データ
経済前提B 直近の厚生労働省における長期推計に準拠した場合(*1)	4.1%	1.0%	2.5%	国民生活基礎調査から推計し、賃金上昇率で調整	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査 (引上げ率1.0%)
	4.1%	1.0%	2.5%	賃金構造基本調査から推計し、賃金上昇率で調整	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査 (引上げ率1.0%)

*1 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成21根財政検証結果—」第14回社会保障審議会年金部会（平成21年2月23日）

4. 推計

1) 生涯所得税額、社会保険料額の推計

本節では、職業訓練を受けて就労したのち、年金受給開始年齢の65歳までの間に得るであろう勤労所得と、それに伴う社会保険料と税金（所得税＋地方税）の生涯納付額を推計する。

ある人が現在から65歳に達するまでの将来期間の各年に得るであろう勤労所得、社会保険料、税金納付額は、将来の経済見通しや、賃金上昇率、税制の改正や社会保険料率の改訂などのマクロ的な指標は制度変換はもちろんのこと、個々人が遭遇する様々なイベント（昇級、失業や転職、雇用形態の変化など）、家族形態の変化（扶養家族数の変化など）、社会保障制度の変化（国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への変化など）に左右される。所得税や社会保険料も同様に、各年時点において、どのような家族形態であるのか、どのような雇用形態であるのかなどの情報が、所得のほかにも必要である。これらを予測するのは不可能であるので、その代替として、現在入手可能である現状の年齢別の賃金プロファイル（年齢別平均賃金）や、年齢別の所得税納付額、社会保険料納付額をもとに推計を行う。このことは、すなわち、今後、推計される期間に渡って（シナリオ①の場合は47年間、シナリオ②の場合には35年間）年齢別の賃金プロファイルや所得税額・社会保険料額の分布が変化しないと仮定することとである。なお、経済前提Aをもちいる場合の勤労所得については、一定の賃金上昇率によって上昇、所得税率、社会保険料率は、現状のままであると仮定する。

稼働所得

勤労所得の推計の基礎データとしては、二つの統計調査を用いている。一つは、厚生労働省『平成19年国民生活基礎調査』の個票データ¹から算出された性別、年齢階層別個人稼働所得の平均額である（別添1）。この中から、性別、年齢層（5歳階級）別に、「正規の職員・従業員」、および「非正規」の雇用形態の代表値として、「派遣社員」と「契約社員・嘱託」の二つの雇用形態の加重平均の稼働所得金額²を用いる³。この二つの雇用形態を用いるのは、以下の理由による。「正規の職員・従業員」を用いた場合は、低学歴から高学歴まで、その年齢層に含まれる、すべての正規職員・従業員が含まれるため、シナリオ

¹ 本稿で用いられたデータは、平成19年「国民生活基礎調査」（世帯票、所得票）の個票を、統計法（平成19年法律第53号）第32条の規定に基づき集計したものである。

² 稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得の合計としている。これらについては、一つ以上の所得が合算されている場合もある。例えば、兼業農家の個人の場合、「雇用者所得」と「農業所得」が発生するが、集計されているのはこの合計額である。シナリオにおいては、就労以外の稼働所得があることは想定していないので、二つ以上の異なる稼働所得の影響によって、推計値に若干の影響がある可能性がある。

³ 厳密には、雇用形態は調査時点（平成19年7月）のもの、稼働所得は前年（平成18年）のものである。

①ないし②に想定される対象者が職業訓練後に得られるであろう稼働所得よりも高い平均値が得られると考えられる。そのため、「正規の職員・従業員」のデータを用いた推計は、過大推計されていると憶測される。「パート」「アルバイト」は、シナリオ①ないし②の対象者の職業訓練後の就労形態として十分考えられるものの、これらは用いないこととする。その理由は、別添表2では、労働時間がコントロールされていないため、「パート」「アルバイト」に集計された個人の中には勤務時間が40時間/週に満たないものも含まれると考えられるからである。「派遣社員」と「契約社員・嘱託」においても、労働時間の問題はないとは言えないが、「パート」「アルバイト」よりも「フルタイムの非正規雇用」に近いと考えられるので、この二つの加重平均を用いる。シナリオ①、②の推計値は、「正規職員・従業員」から得られた値と、「派遣」と「契約・嘱託」から得られた値の間に位置すると考えられる。

稼働所得の推計に用いられる二つ目の基礎データは、厚生労働省『平成21年賃金構造基本統計調査』の公表データである(別添2)4。本調査は、当該年度における勤労者の「所定内給与額」および「年間賞与その他特別給与額」を調査している。本調査を用いる利点は、本調査が性別、年齢別、雇用形態別に加えて、学歴別に給与額等を集計している点である。「国民生活基礎調査」では、個人の学歴情報を集めていないため、全ての学歴の人々を含めた集計値となるが、本調査ではシナリオにより近い「高卒」の人のみを抽出した上での賃金プロファイルを得ることができる。また、本調査においては、「常用雇用者」5のみでの集計もなされているので、よりフルタイムに近い労働者の情報を得ることができる。本稿で用いたのは、「高卒」の「常用労働者」の「正社員・正職員」(企業規模計-10人以上、産業計)6、および同じく「高卒」「常用労働者」の「正社員・正職員以外」である。「常用労働者」に限定しているため、短時間で働いている人は含まれない。「正社員・正職員」は、「国民生活基礎調査」と同様に、過大推計となる可能性が高いが、職業訓練の目的が正社員として就労できることも含んでいると考えられるので、ベストのシナリオとしてこれを用いる。後者の「正社員・正職員以外」は、「国民生活基礎調査」の「派遣」と「契約社員・嘱託」に相当し、「非正規」の典型と考えられる。ただし、この雇用形態の所定内労働時間数は、おおよそ160時間を超えているので、この雇用形態の個人はほぼフルタイムで働いていると考えられる。『賃金構造基本調査』は、「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を調べているので、年間の稼働所得は(「きまって支給する現金給与額」×12+「年間賞与その他特別給与額」)として計算する。「賃金構造基本統計調査」には、就労していない人のデータははいっていないので、失業などの可能性は考

4 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html> (厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページ)

5 ここでいう「常用労働者」の定義は、1. 期間を定めずに雇われている労働者、2. 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、3. 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者、である。

6 賃金構造基本統計調査、平成21年賃金構造基本統計調査、雇用形態別第1表。

慮することができない。

これら二つの統計データを基に、推計に用いられる稼働所得プロファイルは以下の4つとなる（付表2）：

- ①「国民生活基礎調査」：性別、年齢層別、「正規の職員・従業員」の平均稼働所得
- ②「国民生活基礎調査」：性別、年齢層別、「派遣社員」と「契約社員・嘱託」の人数による加重平均稼働所得
- ③『賃金構造基本調査』：性別、年齢層別、高卒、「常用雇用－正社員・正職員」の平均賃金
- ④『賃金構造基本調査』：性別、年齢層別、高卒、「常用雇用－正社員・正職員以外」の平均賃金

付表2 賃金プロファイル、雇用形態別・性・年齢(5歳階級)別

	国民生活基礎調査		賃金構造基本調査	
	稼働所得がある者		高卒・常用雇用	
	正規の職員・従業員	派遣と契約の加重平均	正社員・正職員	正社員・正職員以外
	(万円)		(万円)	
男性				
20～24	252.1	182.1	315.6	235.6
25～29	350.8	246.6	369.1	262.0
30～34	447.3	308.8	427.1	283.5
35～39	526.7	275.1	478.7	304.3
40～44	614.1	309.2	522.6	310.1
45～49	636.2	331.2	567.7	301.6
50～54	668.9	318.3	592.3	307.4
55～59	639.9	350.1	582.8	308.8
60～64	484.9	396.6	400.3	324.9
女性				
20～24	221.3	143.0	265.9	211.8
25～29	281.1	219.5	294.4	220.1
30～34	325.3	195.1	315.0	225.3
35～39	367.8	207.8	342.0	221.0
40～44	373.9	197.4	352.7	220.2
45～49	397.9	190.0	361.3	217.4
50～54	399.0	181.6	361.2	217.9
55～59	383.4	174.9	361.8	217.8
60～64	298.0	193.5	323.0	218.7

資料：「平成19年国民生活基礎調査」の再集計（別添1）、「平成21年賃金構造基本統計調査」公表データ（別添2）

納付税額・社会保険料額

所得税・住民税、社会保険料額、地方税額についても、「国民生活基礎調査」および「賃金構造基本統計調査」から推計する。消費税額については、両統計共にデータがなく、賃金・稼働所得のみから推計するのが困難であるため、省略する。推計の方法は2種類である。

① 「国民生活基礎調査」の生データを用いる方法

「国民生活基礎調査」のデータには、「賃金構造基本統計調査」からは得られない二つの利点がある。第一に、「賃金構造基本統計調査」からは、雇用されている人々のみのデータしか得られないのに対し、「国民生活基礎調査」は勤労所得がない人のデータも含まれている点である。シナリオでは、18歳ないし30歳の若者が職業訓練を一定期間受講した後に、基本的には65歳に達するまで継続して就労することを想定しているが、現実には受講者は訓練終了後に一端働き始めたとしても、その後、失業や、結婚や出産によって就労を中断するなどして労働市場から退出する可能性もある。特に女性については、すべての受講者が職業訓練後退職まで働き続けることを想定するのは無理があるであろう。そこで、働いている人のみならず、働いていない人をも分母に含めた性別、年齢層別の納税額・保険料額の平均を用いることによって、このような100%に満たない就労率の可能性をも推計に含めることができる。

第二の利点は、「国民生活基礎調査」には、「所得税額」「住民税」「社会保険料額（短期、長期）」の生のデータが各個人ごとに把握されている点である。「所得税額」「住民税」は、所得額のみならず、個人の家族構成（配偶者の有無、扶養家族人数など）や所得控除（住宅ローン控除、社会保険料控除など）によって決定され、また、「社会保険料額」は社会保険の種類（国民年金、厚生年金、など）によって異なる。そのため、性別、年齢別、雇用形態別の平均の「税額」「社会保険料額」は、そのカテゴリーに該当する個人の平均的な就労状況、家族構成や社会保険の種類を分布を表していることとなる。

この方法による推計は、一つの家族構成や社会保険の仮定を置かなくて良いので、仮定を置く下記②の方法よりも、現実に近いと言える。しかしながら、『平成19年国民生活基礎調査』は、平成18年の所得税、地方税等の額を示しており、平成18年の所得税率は現行（平成22年）のものに比べて高率なので、過大推計される可能性がある。また、社会保険料については、平成18年の保険料率よりも平成22年の保険料率の方が高いので、過小推計される可能性がある。

② 稼働所得から税額、保険料額を推計する方法

「賃金構造基本統計調査」には、「所得・住民税」「社会保険料」などのデータはなく、また、各個人の家族構成などのデータも存在しない。そのため、本調査を用いた推計をす

るためには、家族構成、社会保険の種類、所得控除などについて仮定を置かなければならない。また、「賃金構造基本統計調査」を補完するために、「国民生活基礎調査」の稼働所得プロファイル（前節参照）を用いて、同様に「所得税・住民税額」「社会保険料」を推計する。推計には、ある一定の人物像（家族構成、所得控除、社会保険の種類など）を想定しなければいけないため、シナリオ①および②の想定に加えて、生涯独身であり扶養家族は0人（単身世帯）であり、また、厚生年金、組合健康保険に加入すると仮定した。

厚生年金の保険料率は153.50/1000（現行）、2017年からは183.0/1000、組合健康保険の保険料率は、被保険者数が一番多い全国健康保険協会の掛け率9.34%（H22年3月）とする。40歳以上には、これに加えて介護保険料1.5%が上乗せされるとする。保険料は労使折半とする。

所得税は、現行（平成22年度）の所得税法に準ずるものとする。課税所得は、稼働所得額から基礎控除額（38万円）、保険料額（上記から推計）を差し引き、給与所得控除を適用した値とする。ただし、経済前提として、賃金上昇率2.5%とする場合の推計では、税率のブラケットや控除額は全て賃金上昇率（=2.5%）に従って引き上げられるとする。

住民税の税率は10%とする。

推計結果は、集計表1-1~1-9（男性、シナリオ①）、集計表2-1~2-9（男性、シナリオ②）、集計表3-1~3-9（女性、シナリオ①）、集計表4-1~4-9（女性、シナリオ②）に示す。

第1表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、男性、シナリオ①）

データ	雇用形態	税・保険料の推計	税金上乗率	現在(2010年)に18歳の若者を2年間職業訓練、20歳から64歳まで就労する 割引率													
				0.0%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	4.1%						
				社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税		
シナリオ①男性	正規	生テータ	0%	2,588	1,922	2,016	1,478	1,790	1,304	1,596	1,155	1,428	1,027	1,283	917	1,027	724
				4,510	3,962	3,494	3,094	2,751	2,455	2,200	1,751						
国民生活基礎調査	非正規	稼働所得から推計	0%	3,297	1,818	2,541	1,390	2,244	1,222	1,990	1,078	1,772	955	1,584	849	1,254	664
				5,115	4,475	3,931	3,466	3,069	2,727	2,433	1,918						
資金構造基本統計調査	非正規	稼働所得から推計	2.5%	6,659	3,728	4,969	2,768	4,317	2,398	3,765	2,084	3,297	1,818	2,897	1,592	2,211	1,203
				10,387	8,948	7,737	6,715	5,850	5,115	4,489	3,414						
国民生活基礎調査	非正規	生テータ	0%	1,503	905	1,171	695	1,041	614	930	545	835	486	753	435	608	346
				2,407	2,115	1,866	1,655	1,475	1,320	1,187	954						
国民生活基礎調査	非正規	稼働所得から推計	0%	1,929	762	1,490	585	1,318	516	1,172	458	1,046	407	938	364	748	288
				2,691	2,358	2,075	1,835	1,629	1,453	1,302	1,037						
国民生活基礎調査	非正規	稼働所得から推計	2.5%	3,907	1,567	2,908	1,160	2,525	1,004	2,202	873	1,929	762	1,697	669	1,299	509
				5,474	4,708	4,067	3,529	3,075	2,691	2,365	1,808						
国民生活基礎調査	非正規	生テータ	0%	1,961	1,504	1,496	1,129	1,314	984	1,158	861	1,025	755	910	665	709	509
				3,464	3,010	2,626	2,298	2,019	1,780	1,575	1,218						
国民生活基礎調査	正規	稼働所得から推計	0%	3,018	1,575	2,359	1,230	2,099	1,093	1,875	975	1,681	874	1,513	786	1,217	630
				4,592	4,052	3,589	3,192	2,850	2,555	2,299	1,847						
国民生活基礎調査	正規	稼働所得から推計	2.5%	5,900	3,072	4,459	2,325	3,899	2,034	3,424	1,786	3,018	1,575	2,671	1,393	2,070	1,078
				8,972	7,787	6,784	5,934	5,210	4,592	4,064	3,148						
国民生活基礎調査	非正規	稼働所得から推計	0%	1,868	731	1,465	575	1,306	514	1,170	461	1,052	415	950	376	770	305
				2,599	2,297	2,040	1,820	1,631	1,467	1,326	1,075						
国民生活基礎調査	非正規	稼働所得から推計	2.5%	3,646	1,417	2,754	1,073	2,409	940	2,116	827	1,868	731	1,655	649	1,288	507
				5,064	4,392	3,827	3,349	2,944	2,599	2,304	1,795						

第2表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額 (まとめ、男性、シナリオ②)

第2表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額(まとめ、男性、シナリオ②)

シナリオ② 男性 現在(2010年)に30歳の若者を5年間職業訓練、35歳から64歳まで就労する
割引率

データ	雇用形態	税・保険料 の推計	賃金 上昇	0.0%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	4.1%
		社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税
正規	生データ	1,567	1,404	1,261	1,135	1,023	925	838	624	564	454
		2,636	2,360	2,117	1,904	1,715	1,549	1,402	624	564	454
	稼働所得 から推計	2,043	1,831	1,645	1,481	1,336	1,208	1,094	1,062	1,077	949
国民生活 基礎調査	生データ	3,593	3,196	2,849	2,545	2,277	2,043	1,836	1,618	1,462	1,133
		5,510	4,892	4,353	3,881	3,467	3,104	2,785	2,488	2,209	1,948
	稼働所得 から推計	847	766	694	631	574	524	479	437	396	315
非正規	生データ	1,192	1,074	970	878	797	725	660	624	564	454
		1,629	1,467	1,324	1,198	1,086	986	898	812	742	612
	稼働所得 から推計	2,044	1,827	1,637	1,469	1,322	1,192	1,077	1,062	1,077	949
非就労を 含めた平 正規	生データ	1,150	1,024	914	817	732	657	591	548	471	317
		1,948	1,732	1,543	1,378	1,233	1,105	992	922	848	789
	稼働所得 から推計	2,011	1,811	1,634	1,478	1,340	1,217	1,108	1,012	910	726
賃金構造 基本統計 調査	生データ	3,468	3,097	2,771	2,485	2,233	2,011	1,816	1,618	1,460	1,133
		5,245	4,677	4,180	3,744	3,360	3,023	2,725	2,488	2,209	1,948
	稼働所得 から推計	1,241	1,122	1,017	924	842	768	702	657	612	544
非正規	生データ	2,092	1,876	1,686	1,519	1,371	1,241	1,125	1,012	910	726
		2,883	2,585	2,323	2,092	1,889	1,709	1,549	1,460	1,351	1,133
	稼働所得 から推計	847	766	694	631	574	524	479	437	396	315

第3表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額 (まとめ、女性、シナリオ①)

シナリオ①女性	生涯 納税推計額、社会保険料推計額 (まとめ、女性、シナリオ①)	割引率											
		0.0%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	4.1%				
データ	税・保険料の推計	税金上乗率	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	
	生データ	0%	1,779	1,188	1,401	823	1,251	823	1,122	735	1,010	658	741
正規	稼働所得から推計	0%	2,159	907	1,683	628	1,496	628	1,334	560	1,195	501	863
		2.5%	4,254	1,786	3,204	1,346	2,797	1,176	2,452	1,031	2,159	907	1,475
国民生活基礎調査	生データ	0%	895	467	715	330	642	330	580	297	526	268	393
		2.5%	2,309	633	1,754	483	1,539	425	1,357	375	1,201	333	837
非正規	稼働所得から推計	0%	1,201	333	948	237	848	237	762	213	687	192	508
		2.5%	2,942	633	1,754	483	1,539	425	1,357	375	1,201	333	837
非就労を含めた平均	生データ	0%	560	333	442	230	395	230	354	205	319	184	234
		2.5%	1,834	846	2,023	647	1,775	570	1,565	504	1,386	448	968
資金構造基本統計調査	稼働所得から推計	0%	2,117	879	1,661	619	1,481	619	1,326	555	1,193	500	873
		2.5%	4,128	1,699	3,120	1,130	2,730	1,130	2,399	995	2,117	879	1,461
非正規	稼働所得から推計	0%	1,386	448	1,095	357	980	321	882	290	796	263	590
		2.5%	2,664	846	2,023	647	1,775	570	1,565	504	1,386	448	968
			3,510	3,054	2,670	2,345	2,069	1,834	1,633	1,285	1,285	1,285	

第4表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額 (まとめ、女性、シナリオ②)

第4表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額(まとめ、女性、シナリオ②)

シナリオ②女性 現在(2010年)に30歳の若者を5年間職業訓練、35歳から64歳まで就労する

データ	雇用形態	税・保険料 の推計 率	割引率										
			0.0%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	4.1%			
			社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税	社会保険料 所得税
正規	生データ	0%	1,122	1,010	911	824	747	679	618	424	385	506	313
	稼働所得 から推計	0%	1,418	1,277	1,153	1,042	945	858	781	342	310	640	253
		2.5%	2,442	2,181	1,952	1,751	1,574	1,418	1,280	573	516	1,030	412
国民生活 基礎調査	生データ	0%	629	570	518	471	430	393	360	191	175	299	145
	稼働所得 から推計	0%	830	752	682	621	566	517	473	139	127	392	104
		2.5%	1,391	1,249	1,124	1,014	916	830	754	226	204	614	166
非正規 含めた平 正規	生データ	0%	374	337	305	276	250	228	208	125	114	171	93
	稼働所得 から推計	0%	1,416	1,280	1,159	1,053	958	873	798	350	320	659	264
		2.5%	2,398	2,149	1,930	1,737	1,567	1,416	1,283	570	516	1,040	418
賃金構造 基本統計 調査	生データ	0%	946	858	780	711	649	594	545	189	173	454	145
	稼働所得 から推計	0%	1,244	1,129	1,027	936	855	783	719	298	272	703	223
		2.5%	1,573	1,414	1,275	1,151	1,042	946	860	298	272	703	223
			2,065	1,858	1,675	1,513	1,371	1,244	1,132			926	

2) 扶助総額 (=生活保護費) の推計

本節では、就労出来なかった場合の将来にわたって受給するであろう生活保護費の生涯受給額の推計を行う。

ある人が将来期間の各年に受給する生活保護費は、①生活保護は困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するものであり、保護費の具体的な算定は被保護世帯の世帯構成や就業状況を考慮し、個々の生活実態に応じて世帯単位で設定されていること、また、②同じ生活実態であっても居住する地域によって最低生活費が異なること、などから各世帯の遭遇する家族形態の変化（結婚・出産など）や個々人の遭遇する様々なイベント（失業や雇用形態の変化など）を考慮してライフコースを予測しそれに応じて受給する保護費を推計することは不可能である。その代替として現状の被保護世帯に関する実績統計を用いて世帯構造等を基に年齢階級別に平均保護費の計算を行うこととした。すなわち、今後、推計される期間にわたって年齢階級別の保護費や世帯人員等の世帯構造の分布が現状から変化しないものと仮定して推計を行うものである。なお、将来の保護費については、一定の物価上昇率に応じて改定されていくものと仮定する。

年齢階級別平均扶助費の算定

生活保護の扶助費推計の基礎データとしては、厚生労働省「第6 2回被保護者全国一斉調査」（実施：平成20年7月1日）の個票データを用い⁷、2つの考え方で平均扶助費の算定を行った。一つ目は、この中から①母子世帯・その他世帯⁸に属する世帯、②世帯主が施設に入所又は病院等に入院していない世帯、③世帯主に傷害・傷病の状況がない世帯を集計対象とし、世帯主の性別・年齢層（5歳階級）別に算定した平均扶助額⁹を用いる【設定ア】。このような世帯のみを集計したのは以下の理由による。本推計のシナリオは、貧困層の若者に対するインテンシブな職業訓練を行った場合の効果を測定することが目的であるため、非保護世帯のうち上記の職業訓練を受ける可能性が高い世帯のみを集計対象とすることが適当と考えられるからである。二つ目は、上記に掲げた世帯のうち④一人世帯、である世帯を集計対象として算定を行うものである【設定イ】。

2通りの方法で平均扶助費を算定した理由は、①は世帯構造や就業状況の差違を考慮していない平均となっており、将来期間に受給する保護費は現状の被保護者の平均的なライフコース、すなわち、将来の婚姻や就業等のイベントは被保護者の平均的なイベン

⁷ 本稿で用いられたデータは、「第6 2回被保護者全国一斉調査」の個票を、統計法（平成19年法律第53号）第32条の規定に基づき集計したものである。

⁸ 「非保護者全国一斉調査」における世帯分類には母子世帯・その他世帯の他に高齢者世帯、傷害・傷病者世帯がある。

⁹ ここでいう扶助額とは「被保護者全国一斉調査」で把握している医療扶助、介護扶助をのぞく扶助額としている。したがって、推計に用いる扶助額は両者が考慮されていないがめ、過小評価となる。

トをトレースするような生活を想定していると考えられ、シナリオにおいて想定する就労支援を要する若者の未来像の仮定としては過大推計となっている可能性があるため、一番保守的な仮定として、将来にわたって単身世帯であるとの仮定を追加した2つめの場合を考えることとしたものである。したがって、別の見方をすると、将来のライフコースは両者の間にあると考えられることから将来期間に受給する保護費の幅を示しているとも考えられるであろう。

これらをまとめ、以下の推計方法によって、扶助総額（＝生活保護費）を推計した。被保護者全国一斉調査（平成20年）を基に各ケースに掲げる世帯別に世帯主の性・年齢階級別の平均扶助額（医療・介護扶助を除く）を算定し、将来の扶助額は物価によって改訂されるものと仮定し、集計対象年齢に受給する扶助額を割引率で割引し、2010年時点における一時金換算を行った。

【設定ア】

- ・母子世帯、その他世帯に属する世帯（集計対象外は高齢者世帯、障害・傷病者世帯）
- ・世帯主が施設に入所又は入院をしていない世帯
- ・世帯主に障害・傷病の状況が無い世帯

この設定は、20歳（シナリオ②の場合は35歳）の者が現状の被保護世帯の世帯状況の平均のように結婚したり子どもを儲けたり仕事をしたりすると仮定していることとなる。

【設定イ】

- ・母子世帯、その他世帯に属する世帯（集計対象外は高齢者世帯、障害・傷病者世帯）
- ・世帯主が施設に入所又は入院をしていない世帯
- ・世帯主に障害・傷病の状況が無い世帯
- ・単身世帯

この設定は、20歳（シナリオ②の場合は35歳）の者が被保護者となった後は、結婚等を行わず単身世帯のままということを仮定していることとなる。

経済前提は、これまでと同様に、経済前提A（物価上昇率 0.0%、賃金上昇率 0.0%、割引率 0.0%）、経済前提B（物価上昇率 1.0%、賃金上昇率 2.5%、割引率 4.1%）の2種類を用いる。

シナリオに沿って将来期間に受給する扶助総額は以下のとおりである（第5表）。

第5表 生活保護の扶助総額推計

設定	経済前提	シナリオ①		設定	経済前提	シナリオ②	
		20-64歳				35-64歳	
		男性	女性			男性	女性
		万円	万円			万円	万円
ア	A	6,347	6,214	ア	A	4,142	3,977
	B	3,388	3,368		B	2,455	2,385
イ	A	5,239	4,687	イ	A	3,456	3,063
	B	2,753	2,474		B	1,996	1,784

シナリオ①の場合、20歳から64歳まで継続して生活保護を受けた時に支給される生活保護費は、男性では5,239万円（単身世帯）から6,347万円（非保護者の平均的な家族形態）、女性の場合は、4,687万円（単身世帯）から6,214万円（被保護者の平均的な家族形態）となる（経済前提A）。単身であっても、男性と女性の生活保護費が異なるのは、この推計が実際の平成20年度の生活保護の受給者のデータから推計されたものであるからであり、実際には、同じ単身の被保護世帯であっても、男性と女性の間には、就労率や地域分布などの属性の違いがあるからである。

シナリオ②の場合は、シナリオ①に比べて、受給期間が短いため、扶助総額はシナリオ①の6割から7割となる。